

令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立宮古水産高等学校

校長名 伊 東 道 夫

1 活動の方針

- 1 部活動は、学校教育の一環として教育課程との連携を図るとともに、地域や関係機関・団体等との連携を工夫しながら、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。
- 2 部活動の意義を踏まえ、顧問の配置の在り方、部の適正な配置数や活動機会の確保の工夫などを通して、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 3 生徒が、学習・部活動・休養等のバランスがとれた生活を送ることができるよう、また教職員が心身の疲労回復ができるよう、適切な活動時間・休養日を設定する。
- 4 部活動への加入は任意であり、活動は強制されない。

2 休養日・活動時間について

- 1 休養日は、週1日以上を確保しながら、部活動の特性も考慮しつつ、年間平均で週2日以上となるよう努める。
- 2 平日の活動時間は長くとも2時間30分程度、土日等学校の休業日の活動時間は3時間程度とする。
- 3 部活動休業日に、大会参加等で活動した場合は、他の休養日に振り替える。また、学校の休業日に大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

3 活動のきまり

- 1 部顧問は、年度初めに年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等を記載したもの）及び月ごとの活動計画を作成し、校長に提出するとともに、部員・保護者への情報提供を行う。
- 2 提出した活動計画は、全職員が確認できるよう、職員室内に掲示し、変更が生じた場合はその都度掲示されているものに、朱書きで変更する。
- 3 部活動中の事故対応等に備え、部顧問と保護者間の連絡体制を整えるとともに、部活動中に事故が発生した場合は、直ちに管理職に報告し、適切な対応をする。